

会 議 記 録

会議名称	令和5年度杉並区子どもの権利擁護に関する審議会 「子どもの権利検討部会」	
日時	令和6年3月1日（金）18時30分～20時30分	
場所	杉並区役所 西棟8階 第9会議室B	
出席者	委員名	高木委員、谷村委員、田村委員、増田委員、向井委員、板垣委員、岡野委員、横山委員、野村委員
	事務局	子ども家庭部子ども政策担当課長（子ども家庭部管理課長兼務）
傍聴者数	3名	
配付資料	資料1	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会「子どもの権利検討部会」部会員及び事務局名簿・席次表
	資料2	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例
	資料3	条例に盛り込むべき「子どもの権利とは」理由追記版
	資料3参考資料	条例に盛り込むべき「子どもの権利」検討用グルーピング（事務局作成）
	当日配布	令和5年度第4回杉並区子どもの権利擁護に関する審議会会議記録
	当日配布	国連・子どもの権利条約に掲げられている子どもの権利（分野別）
	当日配布	4つの権利分類シート杉並区版（作業用）
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 部会の設置及び部会長・委員の指名について 3 議題及び報告事項等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 部会の進め方について (2) テーマ「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」に盛り込むべき「子どもの権利」について 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方について 	
子ども政策担当課長	<p>定刻となりました。今日は第一回目の部会ということでよろしくお願いいたします。</p> <p>まず資料の確認をさせていただければと思います。お手元にございます資料をご覧ください。</p> <p>1番目が本日の次第、次に資料1といたしまして、本日出席の部会委員及び事務局名簿でございます。裏面は席次表になっております。</p> <p>資料2といたしまして、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例、こちらで後ほど部会の設定のお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>資料3といたしまして、これは皆様方から先にご提出いただいた「条例に盛り込むべき子どもの権利」について、前回の第4回審議会でご発言いただいた部分を追記したものになります。併せてこれは特に入れた</p>	

	<p>ほうがいいのではないかと、というご発言あった子どもの権利については、「盛り込みたい子どもの権利」の欄に★マークをつけていますので参考にご覧ください。</p> <p>また、皆様方からご提出いただいた「条例に盛り込むべき子どもの権利」について、一定程度グルーピングをしたものを見ながら部会で議論をしましょう、というご発言が第4回審議会で会長からあったかと思えます。そのご発言を受けまして、事務局でグループ分けをさせていただき、資料3の参考資料として配布しております。1枚目は目次のようにグルーピングの一覧がございまして、次のページから各グループの下に委員の皆様から出していただいた権利を記載してございます。</p> <p>その他、次第の配布資料には記載してございませんが、前回第4回審議会の会議記録が確定いたしましたので、皆様のご発言内容も本日議論する際の参考になろうかと思えますので、配布させていただいております。</p> <p>最後に、一番下に野村会長からの当日配布資料ということで、A4縦の資料「国連・子どもの権利条約に掲げられている子どもの権利（分野別）」がございまして、資料については以上でございます。不足等はございますか。</p>
子ども政策担当課長	<p>大丈夫でしょうか。それでは議論入る前に少しだけお時間をいただきまして部会設置について確認いたします。資料2を見ていただければと思います。</p> <p>条例では、資料中の点線で囲われている第6条で部会を置くことができるという規定になっておりまして、部会の委員及び部会長は、審議会会長が指名するということになっているのですが、そこは会長どういたしますか。</p>
野村委員	部会長、形式的に置くということですね。わかりました。
子ども政策担当課長	<p>それでは審議会会長と兼ねて野村会長が部会長ということでよろしいですかね。</p> <p>また、部会の委員については、前回の審議会で会長からそのとき参加できる方というご意向があったかと思えます。部会の委員を指名すると、決まった方になってしまうのですが、特にご異論がなければ部会開催ごとに出席された方をその都度部会の委員に指名する、というしつらえで進めていくということで、よろしく願いいたします。</p>
野村部会長	それでは、中身に入っていきたいと思えます。皆さんよろしく願いいたします。谷村委員はこのくらいの声で聞こえていますか。
谷村委員	はい、聞こえています。大丈夫です。
野村部会長	あと、いろいろな自治体の条例は皆さんお持ちいただいておりますか。
子ども政策担当課長	第3回審議会で配布したものになります。本日お持ちでないようでしたら事務局の方にもございます。
野村部会長	<p>前回までの議論で、子どもの権利について条例の中に記載をするというようなお話にはなっています。その理由の一つとしてはユニセフが子どもの四つの権利に関する説明を下げたことがあります。ユニセフでは、今は四つの一般原則だけがホームページ上に示されていますが、一般原則だけ示されても子どもの権利がどういうものか、ということなかなか伝えにくいということがあるかと思えます。</p> <p>例えば、東京都のこども基本条例では、「生きる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」、「守られる権利」など、として子どもの権利について触</p>

れています。これはユニセフの子どもの権利に基づいていますけれども、そのユニセフ自体がこの四つの権利を示すことをやめました、となっていますので、そうすると子どもたちに「子どもの権利」とはどういうものなのか、ということ伝える役割がやっぱり必要なのかなということ、子どもの権利について考えてみることになったかと思えます。

前回、皆さんにどんな権利があったらいいでしょうかということで書いてきていただいたものをA4の資料3参考資料として、ややグルーピングした形で整理してもらっています。

大きく分けて「守られるべき大切な存在 権利の主体」、「安心して生きることができる」、「身体的・精神的な暴力を受けない」、「健やかに成長できる」、「親に愛され、守られる」、「困ったときには助けを求めることができる」、「秘密やプライバシーが守られる」、「遊ぶ権利、ゆっくりと休む権利がある」、「自分にかかることは、自分で考え決めることができる」、「失敗してもよい」、「自分の考えや意見を表明でき、それが尊重される」、「子ども自身が考え、正しい選択ができるようにする 説明する」、「他者を尊重 差別されない・差別をしない」、「学習する権利 教育を受ける権利」と、こんなふうに分類させていただきましたけれども、前文に書くのか目的に書くのかというのはありますが、一般原則については別に記載をしたほうがいいかなという思いもあります。

子どもの権利をまとめるにあたって、私の方から1枚「国連・子どもの権利条約に掲げられている子どもの権利（分野別）」という資料をお出ししました。これは国連の子どもの権利委員会が、各国の審査をするにあたっての目次立てというか、こういうグルーピングで審査をしています、というのですが内容は少しずつ変わってきています。ここに書いてないこととしては、最新の審査から「子どもの権利と環境」というクラスターを入れていくことが、子どもの権利委員会の中で決定されているようです。

その他にも「市民的権利及び自由」が「市民的権利及び政治的権利」と名称が変わるなど、いろいろ変更がある部分ですけれども、国連子どもの権利委員会がこのような権利のグルーピングをしているということは一つ参考にしておく必要があるのかなと思えます。

「市民的権利及び自由」、それから「子どもに対する暴力」、「家庭環境及び代替的養護」。次の「障害、基礎保健及び福祉」も、最近は障害の部分と基礎保健及び福祉を分けているということがあるようです。それから「教育、余暇及び文化的活動」、「特別な保護措置」と、こんなふうになっていることを横目で見ながら考えていく必要があるかなと思えます。

皆さんにお出ししていただいた権利は、皆さんご自身の現場であるとか、或いは感じられている事柄で重要だと思われることを挙げていただいたものですので、それももちろん参考にしながら、「どういうふうに子どもの権利を子どもたちにわかりやすく伝えていけるのか」ということと、「子どもの権利を総じて保障するためには、どのような権利を考えていけばよいか」について考えていくのがこの部会になるかなと思えます。

あとはいろいろな自治体の条例ではこんなふうになっているということは一つの参考になると思えますので、そのようなことをベースにしながら考えていきたいと思えます。

それから、全体に通じる子どもの権利の一般原則については、どこか

	<p>別のところに記載するということになると思いますので、それを除く具体的な子どもの権利、特に、我が国において特に重要視しておくべき子どもの権利を念頭におきながら少しグルーピングしていったら、どういう権利を挙げていけばいいのかということですが、あまり複雑にしようと子どもに伝わらないので、総じてこういうものが子どもの、自分たちの権利だということがわかるような固まりになればいいのかなと思っている次第です。</p> <p>資料3参考資料で、例えば「守られるべき大切な存在 権利の主体」というあたりは、一般原則とも限らない部分はあるのだけでも、表題としては一般原則に当たるのかなと思ったりしています。そのようなことも踏まえて、どんな権利を挙げていったらいいかということも議論していきたいと思います。</p> <p>ですが、平場で皆さん意見を出してくださいと言ってもなかなか出にくいと思いますので皆さん2人ずつぐらいになっていただいて、特に国連子どもの権利委員会でのこのようになっているということは結構重要な情報なのと、また皆さんから出していただいた意見についても参考にしながら、国連子どもの権利委員会では九つの分野になっていて、川崎市の条例では七つ、豊田市が一番シンプルで五つ子どもの権利を挙げていますので、子どもにとって重要だと思われるものを、少しやりとりをしていくつか挙げてみてください。増田委員は、谷村委員とオンラインでやっていただけますか。</p>
増田委員	はい。谷村委員、聞こえますか。
谷村委員	はい、聞こえます。
増田委員	よろしくお願いします。
田村委員	<p>ゴールのイメージを少し確認させてください。</p> <p>資料3の参考資料では、14に絞っていただいているのですが、こちらの国連子どもの権利委員会の資料を見ますと、当然網羅されていて、これらすべてがとても重要だと私は思うのですが、五つから七つというのは、この中からどうしても重要なものを五つから七つ選ぶというイメージなのか、この番号4から9の例えば「市民的権利及び自由」に当たるような言葉を、という意味でしょうか。</p>
野村部会長	分野の体系は崩していただいて構いません。
田村委員	それでは五つから七つというのは、4から9の中の※(米)印のレベル感でしょうか。
野村部会長	各自治体の条例などを参考に見ていただくと、ここのイメージで違う部分があると思うのですよね。例えば豊田市のものが一番シンプルでわかりやすいと思うのですが、それもちよっと見比べていただきながら、どういうグルーピングをしていったら、できる限り漏れがなくて子どもの権利を相対的に表せるかという観点です。
田村委員	そうすると五つから七つは、グループを五つから七つということでしょうか。
野村部会長	はい、そうですね。
田村委員	わかりました。ありがとうございます。
増田委員	こちら(資料3参考資料)も参考に、ということですよ。
野村部会長	こちらも皆さんから出していただいているもので、出していただいている段階ではそれぞれ重要だと思われるものが出ているので、あま

	<p>り体系的ではないのですが、皆さんが重要だと思っている以上は重要なので、こちらもちろん念頭に置きながら、かつ、ほかの自治体で、例えば豊田市のものは、子どもの権利について五つにまとめているということ参考にしつつですね。国連子どもの権利委員会は網羅していて、要するに落ちるものがないようにこういう形になっているのですが、グルーピングすれば必ず落ちるものは生じてくるのだけれども、これはやっぱり落としてはいけないよね、というものを五から六、川崎市は七つなのでそれでもいいのですけれども、ちょっと議論をしながらそれぐらいのところでまとめていただけたらいいかなと思います。</p> <p>そして、先ほど2人くらいずつと申し上げたのですが、3人くらいずつの方が話しやすいですかね。</p>
委員一同	そうですね。
野村部会長	オンラインで3人やるのは大変なので、谷村委員は増田委員と2人でやっていただくことにして、田村委員と高木委員はあちらに移っていただいて、3人をお願いします。
高木委員	資料もあるので机ごと移動してもよいでしょうか。
野村部会長	それでは机をつけてグループにしましょう。
<p>～3グループ（高木委員・向井委員・板垣委員、田村委員・岡野委員、横山委員、谷村委員・増田委員）で議論～</p>	
野村部会長	<p>ちょっとよろしいですか。皆さんのお話を聞いていると、議論のテーマが少し細かいような印象です。もちろん機能的に細かいところから仕上げていく方法もあるのですが、要は子どもがいて、その子どもの権利を保障するためには、まず何が必要なのかということだと思っております。</p> <p>そうすると、例えば、一つ挙げるとしても、すべての内容を含む一つを挙げるとすると結構難しく、二つでも難しいかもしれません。ユニセフは四つ挙げていたわけですが、例えばその四つをできる限り少なく挙げてみて、それだけじゃ足りないよねっていうところから、少しずつ増やしていく形で細かいところに入っていったらいいのかなという気がします。</p> <p>細かい何とかなの権利、というところからやっていると、なかなか決まらないと思います。グルーピングの怖いところはグルーピングをすることによって何か抜け落ちることですけれども、要は全部を含んでいるのは子どもの権利であって、何が必要なのかというのをいくつか挙げてみて、それにいろんなものがどういうふうにぶら下がっていくのか、ということで、そのために最も少なく挙げてみることをちょっと検討していただいた方がいいかもしれません。</p> <p>川崎市とか豊田市、中野区とかを並べて見てみるといろいろな権利がいっぱいありますよね。それを見ているとだんだん訳がわからなくなっていくので、とにかく全く抜けがないのは「子どもの権利の保障」の視点ですが、それだけではよくわからないので、それを保障するためにはそれが四つかどうかはわかりませんが、最低限何が必要なのかということです。それだけでは表現しきれないので少し細分化してみましよう、というようなことで挙げていただければと思いますが、今ちょっと事務局に取りに行ってもらっているものがあるので、来ましたら</p>

	別の形でお話しさせていただきます。
～引き続き各グループで議論～	
野村部会長	<p>(当日配布資料 4つの権利分類シート杉並区版(作業用)を掲示)</p> <p>ちょっとよろしいですかね、ユニセフの四つの権利が分類概念として不相当だということで、スコットランドで使っているものを参考にしながら、私がとりあえず四つのものに分けてみたのがこちらです。</p> <p>「わたしらしく生きる権利」、「のびのびと育つ権利」、「一人一人の意見が大切にされる権利」、「つらいことから守られる権利」と、とりあえずこの四つに分類して、今、子どもたちに説明しています。あまり硬い言葉というよりは、こんな感じでいくといいかなと思っています。</p> <p>多分ここで考えたものを子どもたちにフィードバックをして、これで自分たちの権利ってわかるかな、ということをやると思うのですけれども、その時に「生きる権利」、「育つ権利」、それから「参加する権利」は「意見が大切にされる権利」に変えているのですけれども、それと「守られる権利」。それらにやや修飾語を付して、「私らしく生きる」、「のびのびと育つ」、「一人一人の意見が大切にされる」、「つらいことから守られる」としています。</p> <p>このあたりを参考にさせていただいて、もう少し枝分かれしたほうがいいのか、ということをお話ししていただくといいかと思うのですが、どうでしょうか。</p>
委員一同	わかりました。
野村部会長	<p>今お見せした四つのものでよい、ということでしたらそれでもいいのですけれども、川崎市は七つ、豊田市は五つになっているので、もう少し分けてもいいかとは思っています。</p> <p>ですが、ユニセフの四つの権利ではいろいろ問題があるなと思っています、ただ四つというのはやはりワークショップなどでは使いやすいので、こういうかたちにとりあえずしてみたということです。</p> <p>なので、もう少し枝分かれをさせた方がいいかな、ということであればいただいてもいいのですけれども、六つとか七つとかその程度、十を超えない、九も多いので、六、七ぐらいで少しグルーピングをさせていただいて、分類概念ではなく子どもの権利全体を表しているという感じにさせていただくといいかもしれません。</p>
～引き続き各グループで議論～	
野村部会長	<p>今この四つの権利に注目していただいていると思いますけれども、例えばこれを、国連の子どもの権利条約の分類のこれを、この中に入れてみてはどうでしょうか。</p> <p>そうすると何か抜けていることがあれば、別のカテゴリーを作らなきゃいけないということになるでしょうか。</p>
～引き続き各グループで議論～	
野村部会長	<p>まだやっている最中だと思いますけれど、このグルーピングについてどうでしょうか、何かこういうものはみ出させた方がいい、というようなものはありましたか。</p> <p>例えば豊田市と川崎市を見ていくと、「ありのまま」というような表現があったり、或いは「参加」ということ非常に均質なただけ。うまく吸収できるかとか、あと「安心して」というのがあって、こことここを入れ替えてということもあるかもしれないと思うのですよね。</p> <p>この四つからはみ出すものって何かあったりしますか。</p>

板垣委員	<p>資料3参考資料の中にある、「秘密やプライバシーが守られる」ということと、「遊ぶ権利 ゆっくりと休む権利」というのは、杉並区の状況を考えると、外に出して大きな項目にしたい、というのは意見としてあります。</p> <p>それからあともう一つ、10番の「失敗してもよい」という権利は、四つにあてはまらない項目として残したいという話と、あとは、「情報を得られる」ということも権利というかどうかはあるのですけれども、例えば、親の面倒を見ているヤングケアラーさんなどは、自分だけではこれはおかしい状況だと思わないこともあったりすると思うので、正しい情報が与えられたり、得られたりする権利みたいなもの、そういったものもあった方がいいのではないかという話も出ました。</p>
野村部会長	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はみ出したものがないというものについて。</p>
田村委員	<p>はみ出した方がいい、ということではないのですが「つらいこと」に対して「安心して」って書いていただいて、この「安心」というワードはやっぱりもっと外に出していてもいいのではないかと思います。</p> <p>これら四つの状態が守られていたとしても、ぎりぎり守られている状態みたいな、あまり幸せな状態ではないと思いますので、そうではなくて、安心して、笑顔でいられるような状態をイメージすると、この安心というワードはこの四つに係るところかもしれないのですけれども、あった方がいいのではないかというご意見もありました。</p>
増田委員	<p>「差別されない権利」というのは。</p>
野村部会長	<p>一般原則に入っていますよね。</p>
増田委員	<p>後は「つらいことから守られる権利」にも入るとは思うのですけれども。</p>
野村部会長	<p>「差別の禁止」は、子どもの権利の四つの一般原則の中に入っているので、それはどこかでやはり表現をしたほうが良いと思うのですよね。</p> <p>あとは「子どもの最善の利益」、それからここは重複するのですが、「意見の尊重」、それから「生命生存及び発達に関する権利」でここも重複はするのだけれど、その四つについては、例えばこども基本法なんかでも特に取り出して、原則として定めていますよね。なので、それはそれで定めた方がいいのですけれども。</p> <p>そして、出したほうが良い、出したい、という気持ちはもちろん大事なのですけれども、そうすると全部出ていくことになるので、じゃあ出そうと思ったものはどこかに入れられないか、ということは、次に考える必要があります。</p> <p>どうでしょうか、例えば秘密、プライバシーの問題というのは、「私らしく生きる」とか或いは「のびのび育つ」でしょうか。</p> <p>あと「休む」は、「のびのびと育つ」、のびのびと育ってないから休んでいないのですよね。</p> <p>「失敗する権利」というのは、権利一般の話ではあるのですよね。それはどこか前文に書くというのものもあるかなと。西東京市は前文に書いていて、子どもたちへのメッセージとしてそれはなかなかいいなと思ってはいるのですけれども。なにか子どもたちはいつも正しくしなきゃいけない、失敗しちゃいけないと思っているじゃないですか。言うことは常に正しくしなきゃいけない、授業中に発表する時に正しいことを言わなきゃいけないという、そういうプレッシャーがかかっているのです、失敗して</p>

	<p>もいいんだよ、ということをごどこかでメッセージとして伝えるのはとてもいいことだと思うのですが、この権利の中で「失敗する権利」と入れるかどうかというのは、ちょっと何か悩ましいところがあるので、前文みたいところで子どもの権利の行使の問題としてとするか。子どもの権利は正しくなければ駄目だというのは、それはわがままを認めることだから、助長することではないかということが多分あると思うのですが、でも権利って、裁判などを見ていると、大人は実にわがままですよね。要するに権利の主張とはそういうものなのですよ。大人は自然にそれやっているのだけれども、何で子どもだけに正しさを求めるのかということです。</p> <p>しかも、それは正しくないと思われていても、それを主張することによって認められている権利もあるわけです。</p> <p>日本国憲法で定められている権利の中ではもともとはなかったものが、20世紀になって認められていくということは、その権利じゃないと言われているものを、一生懸命いろんな人が言う中で獲得する部分もあります。</p> <p>だから一見するとわがままに見えるものでも、それが本当に社会のニーズに合っていくと権利になっていく部分が多分あるのですよね。</p> <p>そうすると、わがままとか正しくなきゃいけないっていうことは多分、権利全般としてやっぱり言えることだと思うので、どこかでやはり失敗してもいいんだよという、間違っただけをやってしまっても大丈夫なんだよ、ということは何かメッセージとして入れるのはいいかなと思ったりもします。</p> <p>情報もなかなか難しく、まず参加っていう時には情報が必要だったりします。ここの国連のクラスターで書いてある「市民的自由」のところだと思うのですよね。わたしらしく生きるというのか。</p> <p>なので、なるべく納めようとしていただいて、だけれどもこういう分類が必要だっていうものがあれば、出していったということを少しやりとりしながらやっていただければと思います。</p> <p>ここに書いていないもので、やはり必要なというのは、川崎市で書いている「個別の必要に応じて支援を受ける権利」というもので、私としては入れた方がいいかなと思っています。</p> <p>例えば、障害を持っているとか、或いは外国にルーツを持っていて日本語を母語としないであるとか要はマイノリティーの人たちで、マイノリティーの問題というのはすべて個別性があるので、その個別に対して必要に応じて支援を受ける権利というのは、ここからはみ出して設けてもいいかなと私は思っています。</p> <p>ちょっと議論を続けていただいて、はみ出したほうがいいということ、いやこれは納まるかもしれないということをもう少し視野に入れて、あと10分ぐらいで。</p>
<p>～引き続き各グループで議論～</p>	
<p>野村部会長</p>	<p>ある程度分類に決着がついたら、この中に、どんな権利が必要なのかということを入れてみてください。</p> <p>要するにこの分類だけでは「私らしく生きる」というだけなのだけれど、そのためにはどういったことが必要なのかというようなものを、例えば国連子どもの権利委員会のものでいいですし、他の自治体の条例を参考にしてもいいです。それぞれのグループごとに1枚、書いていただいて後で確認します。(当日配布資料24の権利分類シート杉並区版)</p>

	<p>(作業用) を各グループに配布)</p> <p>四つの分類からはみ出す部分があれば、裏にその分類を書いて入れていただく、ということでしょうか。</p>
<p>～各グループで作業用シートに記載～</p>	
野村部会長	<p>できましたでしょうか。</p> <p>今日のところは一本にはまとめられそうにないので、シートを回収して、私の方でこれをまとめてみます。それで次回の会議の時に少し議論ができればと思います。</p> <p>いろいろと知恵を使っただいて、なかなか決まっていなから想像していくのは大変だったと思いますけれども、どうもありがとうございました。皆さんが書いていただいたものをちょっと集約させていただいて、次回の審議会に提案出来ればと思います。</p> <p>権利についてはそういうことで、次に権利を保障するために、多分、「家庭」、「育ち学ぶ施設」、「地域」、「区」の四つがアクター、権利を保障する人たちになると思うのですよね。</p> <p>この権利を保障する人たちが何をするのかということ、何をしなきゃいけないのかということをおいていただくと助かります。</p>
子ども政策担当課長	<p>皆さんから先日一度出していただいたものがあるので、そちらでよろしいでしょうか。</p>
野村部会長	<p>先ほどの四つ以外のアクターは出ていましたか。</p>
子ども政策担当課長	<p>「区民」や、その他にいくつかの表現がありました。</p>
野村部会長	<p>では、次の部会の開催時期については、ちょっと検討させていただいて、皆さんから出していただいたご意見をもとに検討したいと思います。そういうことでしょうか。</p> <p>今日作成いただいたシートはPDFにしてメールで委員全員にお送りすることにします。</p> <p>それでは、本日はこれで終わります。皆さまお疲れ様でした。</p>